

## タジキスタン共和国法「投資契約について」

(2017年5月30日付タジキスタン共和国法第1435号による改正)

この法律は、タジキスタン共和国経済の戦略的に重要かつ優先的な分野において投資プロジェクトを実施するための投資契約に係る社会的関係を規律し、タジキスタン共和国への投資の奨励及び誘致を目的とする。

### 第1章 総則

#### 第1条 定義

この法律においては、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 投資契約とは、タジキスタン共和国政府と投資家との間で投資プロジェクトの実施に関して締結される契約をいう。

一 投資家とは、タジキスタン共和国の領域において投資活動を行う自然人及び法人並びに法人格を有しない団体をいう。(2017年5月30日付タジキスタン共和国法律第1435号による改正)

一 投資プロジェクトとは、相当規模の投資を伴い、高い財務的、技術的、環境的その他のリスクを含み、かつ、タジキスタン共和国経済の特定の分野の発展及びタジキスタン国民の生活水準の向上にとって戦略的に重要である商業プロジェクトをいう。

一 優先投資プロジェクト一覧表とは、経済の特定の分野の発展に係る戦略的計画及びプログラムに基づき、タジキスタン共和国政府が承認した手続及び基準に従い選定された投資プロジェクトの一覧表をいう。

一 投資プロジェクト提案書とは、投資プロジェクトの目的及び課題、その開発に対する経済的及び社会的影響、実施の効率性、並びに投資プロジェクトの実施に必要であり、又は利用可能である段階、具体的措置及び資源についての記述を含む文書をいう。

一 所管国家機関とは、投資分野における国家政策を実施し、タジキスタン共和国における外国投資を含む投資の促進、誘致及び保護に責任を負うタジキスタン共和国の中央行政機関をいう。

#### 第2条 投資契約に関するタジキスタン共和国の法令

投資契約に関するタジキスタン共和国の法令は、タジキスタン共和国憲法に基づき、この法律、タジキスタン共和国の他の法規及びタジキスタンが承認した国際法規から構成される。

#### 第3条 この法律の適用範囲

1. この法律は、投資プロジェクトの対象のいかんを問わず、投資契約の準備、署名、発効及び実施のすべての段階におけるタジキスタン共和国と投資家との間の関係を規律する。

2. この法律は、コンセッション、生産物分与、官民パートナーシップ又は他の国家がタジキスタン共和国において行う投資に係る契約に基づき実施されるプロジェクトについては、適用しない。

#### 第4条 投資契約の当事者

1. 投資契約の当事者は、タジキスタン共和国政府及び投資家とする。

2. タジキスタン共和国又は外国の法人及びこれらの法人の連合体は、投資家となることができる。法人の連合体が投資家となる場合は、当該連合体のすべての参加者は投資契約の当事者となり、投資契約の実施について責任を負うものとする。

## 第5条 投資契約の内容及び拘束力

1. 投資契約は、タジキスタン共和国政府及び投資家が投資プロジェクトの実施にとって重要な意義を有すると定めた事項を包括的に規律するために締結される。

2. この法律に基づき署名された投資契約の規定は、タジキスタン共和国及び投資家を拘束するものとする。タジキスタン共和国政府は、タジキスタンの全領域において、国家機関、企業、公的機関及びその他の団体並びに自然人が投資契約の規定の履行に必要な所要の措置を完全かつ適時に実施するよう確保するものとする。

## 第6条 投資契約の法的地位

1. 投資契約は、投資プロジェクトの実施に係る特別な制度を定め、タジキスタン共和国の法令に規定されていない特定の優遇措置を投資家に付与することができる。タジキスタン共和国政府は、投資契約の実施に責任を負うすべての国家機関による投資契約の規定の遵守及び履行を保障するものとする。

2. 投資契約の規定は、投資契約自体に別段の定めがある場合を除き、その有効期間を通じて効力を有するものとする。投資契約のいかなる変更又は追加も、投資契約に定める手続に従い当事者が所要の補充契約を締結し、かつ、この法律に定める手続に従いその承認を受けた場合に限り、効力を生ずる。

3. 投資契約は、投資契約の締結後に採択されたタジキスタン共和国の法令の変更及び追加であって、投資契約の対象である関係を規律し、かつ、投資プロジェクトの実施条件を悪化させるものについては、投資契約の有効期間又は投資契約に定めるその他の期間中、投資契約の一定の規定に適用しない旨の規定を設けることができる。

## 第2章 投資プロジェクト提案書の作成、投資契約の準備、署名及び発効の手続

### 第7条 投資プロジェクト提案書の作成

1. 投資プロジェクト提案書は、所管国家機関が関係省庁と協議して作成するものとする。提案書は、タジキスタン共和国政府が承認した優先投資プロジェクト一覧表に基づき作成する。また、必要があるときは、タジキスタン共和国政府の同意を得て、優先投資プロジェクト一覧表によらず作成するものとする。

2. 投資プロジェクト提案書は、投資プロジェクトの実施に関心を有する投資家が投資契約に基づき作成し、直接交渉により所管国家機関に提出することもできる。直接交渉の実施に係る手続及び条件は、タジキスタン共和国政府が定めるものとする。

### 第8条 投資プロジェクト提案書の提出及び承認

1. 所管国家機関が作成した投資プロジェクト提案書は、タジキスタン共和国の法令に定める手続に従い、タジキスタン共和国政府の承認を受けるために提出するものとする。

2. 投資家が作成した投資プロジェクト提案書は、所管国家機関に審査のために提出するものとする。審査の結果に基づき、所管国家機関は、提案書をタジキスタン共和国政府の了承を得るために提出すること、提案書を修正のために差し戻すこと又はタジキスタン共和国経済の需要に合致しないものとして提案書を却下することを決定することができる。

3. タジキスタン共和国政府は、次の基準に基づき投資プロジェクト提案書を審査するものとする。

ー 優先投資プロジェクト一覧表との適合性。優先投資プロジェクト一覧表に規定されていないプロジェクトが提出された場合は、当該投資プロジェクトの時宜性及び経済の特定の分野の発展に係る戦略的計画又はプログラムとの整合性

- － 投資プロジェクトの実施が経済全体及びその個別の分野並びに労働市場に与える影響
- － 投資家の財務状況
- － プロジェクトの実施に想定される条件を考慮した上での投資プロジェクトの技術的、工学的、環境的及び財務的な実行可能性並びに妥当性
- － 投資プロジェクトにおいて計画される支出の水準及び十分性
- － 誘致され、かつ、適用される技術の科学的根拠及び生産水準
- － 生産される物品（作業及び役務）の競争力、市場の見通し並びに投資家のマーケティング戦略の有効性
- － 投資プロジェクトの効率性及び持続可能性

4. タジキスタン共和国政府は、所管国家機関から審査のために提出された投資プロジェクト提案書を承認し、又は却下するものとする。ただし、提案書を所管国家機関に修正のために差し戻すこともできる。

## 第9条 投資契約の実施に係る投資家の選定

1. 所管国家機関が作成し、かつ、提案した投資プロジェクトの実施に係る投資家は、入札により選定するものとする。入札は、タジキスタン共和国政府が承認した入札実施に係る標準規則及び条件に従い、又は特定の投資プロジェクトに係る入札実施の特別規則及び条件に従い実施できる。入札実施の規則及び条件に関する提案は、所管国家機関が投資プロジェクト提案書に含めるものとする。特別規則及び条件に従い入札を実施する場合は、当該規則及び条件の案は、所管国家機関が投資プロジェクト提案書の構成部分として作成し、タジキスタン共和国政府に承認を求めるために送付するものとする。

2. 投資家が直接交渉により提案した投資プロジェクトの実施に係る権利は、タジキスタン共和国政府が承認した場合は、当該投資家に付与するものとする。ただし、タジキスタン共和国政府は、投資家が提案した投資プロジェクトの実施に係る投資家を選定するための入札の実施を決定することができる。この場合において、タジキスタン共和国政府は、投資家が提出した投資プロジェクト提案書を入札書類に使用することができ、かつ、投資プロジェクト提案書を提出した投資家は、一般の規定により入札に参加する権利を有する。

3. 入札の落札者が投資プロジェクト提案書を提出した投資家でない場合は、落札した投資家は、投資プロジェクト提案書を提出した投資家の合理的な費用を補償しなければならない。当該義務は、投資契約の発効の条件として定めなければならない。

## 第10条 投資契約の準備

1. 所管国家機関が作成し、かつ、提案した投資プロジェクトに係る投資契約の案は、入札書類の一部として作成し、タジキスタン共和国政府が承認するものとする。入札書類及び投資契約の作成は、所管国家機関が調整し、関係省庁の参加を得て実施するものとする。入札書類及び投資契約には、可能な限り、入札参加者の意見及び提案を含めなければならない。

2. 所管国家機関は、入札書類及び投資契約の準備の過程に、専門家又は専門機関、技術者、コンサルタント、顧問並びに市民団体及び職能団体を参加させることができる。入札書類及び投資契約案の作成に係る費用は、公費負担とする。ただし、入札に落札した投資家が補償することができる。投資家による費用補償の条件は、入札書類に記載しなければならない。

3. 投資家が提案した投資プロジェクトに係る投資契約の案は、当該投資家が投資プロジェクト提案書の構成部分として作成するものとする。

## 第11条 投資契約案の了承

1. 入札の結果に基づき署名される投資プロジェクトの実施に係る投資契約の案及び投資家が直接交渉により提案した投資プロジェクトの実施に係る投資契約の案は、タジキスタン共和国

政府が署名に向けて了承するものとする。

2. 投資プロジェクトを実施する投資家を選定するための入札における落札者と署名される投資契約案の了承は、タジキスタン共和国政府が入札結果の承認と同時に行うものとする。タジキスタン共和国政府が了承した投資契約の本文は、入札結果の承認に際して変更することができない。ただし、落札した投資家に関する情報（名称、法的地位、所在地その他の必要な事項等）並びに投資家の債権者及び連帯保証人（保証人）に関する情報であって、タジキスタン共和国政府が承認した当該投資プロジェクトの条件がこれらの者の参加を要する場合におけるものを記載するために必要な変更を除く。

3. 直接交渉により投資プロジェクト提案書を提出した投資家と署名される投資契約の了承は、タジキスタン共和国政府が当該投資家との直接交渉の結果の承認と同時に行うものとする。タジキスタン共和国政府が了承した投資契約の本文は、直接交渉の結果の承認に際して変更することができない。

## 第12条 投資契約の署名

投資契約の案は、タジキスタン共和国政府が署名に向けて了承した後に、所管国家機関及び投資家が署名するものとする。投資契約の署名に向けた了承に係るタジキスタン共和国政府の決議は、また、投資契約の署名の期限並びに投資家又は所管国家機関及びタジキスタン共和国のその他の国家機関が署名までに履行しなければならない一定の条件を定めることができる。

## 第13条 投資契約の批准及び発効

1. タジキスタン共和国政府は、タジキスタン共和国の法令に定める手続に従い、署名された投資契約を批准のためにタジキスタン共和国最高議会代表者会議に送付するものとする。

2. 投資契約の批准は、規定された投資家の権利に係る保障の確定、投資家及び投資プロジェクトに付与された租税上その他の優遇措置の確定及び投資契約の安定化条項に効力を付与するために行うものとする。

3. 投資契約は、投資契約自体がその当事者による一定の前提条件の履行をもって発効する旨を定めている場合を除き、タジキスタン共和国最高議会代表者会議が批准した日から効力を生ずるものとする。

## 第14条 投資契約の発効の通知及び投資契約の国家登録簿への登録

1. 所管国家機関は、投資契約の発効後1か月以内に、タジキスタン共和国のすべての関係国家機関に対しその発効を通知し、かつ、所管国家機関が管理する投資契約の国家登録簿にこれを登録するものとする。投資契約の原本は、所管国家機関が保管するものとする。所管国家機関は、投資契約の公式の写しを作成し、かつ、認証する権限を有する。

2. 所管国家機関は、投資契約の発効の通知に加え、タジキスタン共和国のすべての国家機関、企業、公的機関及びその他の団体が投資契約の規定を遵守し、かつ、その定めるところに従うために必要があるときは、投資家の書面による請求に基づき、投資契約及びその個別の規定の法的地位（投資家及び投資プロジェクトに付与された特別の権利、免除及び優遇措置を含む。）に係る公式の証明書を発行するものとする。

# 第3章 投資契約の内容及び形式

## 第15条 投資契約の内容

1. 投資契約の内容には、次の基本規定を含めるものとする。
  - － 投資プロジェクトの概要
  - － 投資契約の発効手続及び有効期間
  - － ライセンスの有無（法令に規定されている場合）

- － 投資プロジェクトの資金調達
  - － 投資家が投資プロジェクトの実施において行わなければならない特別調査の目的、手続、期限及び条件
  - － 投資家が主要なプロジェクト作業及び措置の開始前に作成しなければならない実現可能性調査の目的、手続、期限及び条件（投資家による実現可能性調査の結果の提出及びタジキスタン共和国政府との合意の条件を含む。）
  - － 投資契約の当事者の権利及び義務
  - － 債権者の権利の保護
  - － 投資プロジェクトの実施
  - － 外国為替規制及び通貨の交換
  - － 租税及び関税の制度
  - － 労働者の採用に関する事項
  - － 財産、データその他資源に対する所有権
  - － 投資契約に係る財務報告の基準
  - － 投資契約の変更及び追加の手続
  - － 投資契約の終了及び解除
  - － 不可抗力に関する規定
  - － 投資契約の当事者の損害その他の損失の補償に関する保障
  - － 投資契約及びその履行の拘束力並びに安定化条項
  - － タジキスタン共和国の主権免除に関する事項
  - － 準拠法及び紛争解決
  - － 投資契約の言語
2. 投資契約には、特定の投資プロジェクトの必要に応じ、その他の規定を含めることができる。

## 第16条 投資契約における投資家の基本的権利及び保障

1. タジキスタン共和国は、投資契約に基づき活動を行う投資家の権利及び正当な利益の遵守を保障する。投資契約には、次の具体的な保障を定めることができる。
- － 投資の保障及び法的保護（タジキスタン共和国政府又はその他の国家機関が投資の価値を専ら引き下げることがを目的とする措置を講ずることに対する保障を含む。）
  - － タジキスタン共和国内への、及び同国からの資本の自由な移動
  - － 収益、資本、配当並びに役務の提供及び作業の実施に係る契約の支払額の自由な本国送金
  - － 安定化条項
  - － タジキスタン共和国による投資契約の違反又は国家機関による違法な干渉があった場合の補償に関する規定
  - － 投資家が有する特別かつ追加的な著作権並びに商標権及び知的財産権の保護
  - － 投資家の財産の収用及び国有化の禁止。ただし、公共の必要のために実施する場合であって、タジキスタン共和国の法令に定める額及び手続に従い義務的に補償金を支払う場合を除く。
  - － 登録国に基づく投資家の差別の禁止
  - － 投資プロジェクトの実施のいかなる目的であっても、外国又は国内の投資の参加を得て法人を自由に設立する権利
  - － 契約に基づき事業活動を行う権利、取引先及び契約の対象の選択の自由、契約に適用される準拠法、司法手続若しくは仲裁手続又はその他の紛争及び意見の相違の解決方式をいかなる契約についても選択する権利、並びに義務その他の契約条件の決定の自由
  - － 投資プロジェクトの実施の目的のために必要なすべての商業活動をタジキスタン共和国内及び同国外において行う権利
  - － 対外貿易活動を行い、及び輸出入取引を実施する権利
  - － 国内及び外国の銀行、会社及び団体から融資、保証、連帯保証その他の担保を受け、又

は当該銀行、会社及び団体に対して供与する権利、並びに国内又は外国の保険者との間で優遇条件により保険契約を締結する権利

－ 投資プロジェクトの実施の必要に応じ、投資契約に基づき投資及び再投資を行う権利

2. 投資家は、投資契約に基づき、投資活動の成果を占有し、使用し、及び処分する権利並びにタジキスタン共和国内及び同国外において再投資し、及び商業活動を行う権利を有する。投資家は、投資契約に基づき、市場で取得した物品、製品又は役務の形で自己の収益又はその一部を輸出することができる。

3. 投資契約は、納税後の利益をいかなる外国通貨にも自由に交換する投資家の権利について、次のものを含む特別の保障を定めることができる。

－ 投資家が投資プロジェクトの実施のためにタジキスタン共和国において設立した会社の株式若しくは資本金の持分の売却により、又は当該会社の清算後に得た利益

－ 投資プロジェクトの実施において取得し、又は創出した投資家のその他のいかなる財産又は権利の売却による利益

4. 投資契約は、また、投資家が取得した外国通貨をタジキスタン共和国外へ自由に本国送金することについて、投資家に対する特別の保障を定めることができる。

## 第17条 投資契約における投資家の特別の権利

1. 投資家の基本的権利及び保障に加え、個別の投資契約は、投資家及び投資プロジェクトについて、次の特別の権利、免除及び優遇措置を定めることができる。

－ 特別租税制度（投資契約の有効期間の一定の期間又は全期間にわたる、簡易課税制度並びに投資家、その請負業者及び外国人従業員に対する特定の租税又はすべての租税の免除その他の租税上の優遇措置を含む。）

－ 特別関税制度（投資契約の有効期間の一定の期間又は全期間にわたる、投資家、その請負業者及び外国人従業員に対する関税の全部若しくは一部の免除又は簡易通関手続を含む。）

－ 外国為替規制及び管理の特別制度（投資家が投資プロジェクトの目的のために調達する融資その他の資金調達に係るライセンスの取得及び当該資金調達の登録の義務、並びにタジキスタン共和国内及び同国外において融資その他の資金調達を受けるために銀行口座を開設することに係るライセンスの取得及び当該口座の登録の義務の免除を含む。）

－ 特別ライセンス制度（投資プロジェクトの実施に必要なライセンスの付与、書換え及び更新の簡易化、タジキスタン共和国の法令に定めるライセンスの最長有効期間を超える期間のライセンスの付与、並びに投資家に対するライセンス料及び手数料の全部又は一部の免除を含む。）

－ 投資プロジェクトの実施において生産され、及び提供される物品、作業及び役務の一定の義務的部分に対するタジキスタン共和国の法令に定める優先取得権の、タジキスタン共和国による全部又は一部の放棄

－ 価格及び料金の規制に関するタジキスタン共和国の法令（独占禁止法令を含む。）の適用の全部又は一部の免除

－ 投資家の労働者及び請負業者に対する特別又は簡易な査証制度及び出入国管理、並びに投資プロジェクトの実施において投資家及びその事業体に対する外国人に関する割当の遵守義務の免除

2. 投資契約は、投資家及び投資プロジェクトについて、その他の特別の権利、免除及び優遇措置を定めることができる。

## 第18条 投資契約の安定化条項

投資契約は、投資家及び投資プロジェクトに係る特別の権利、免除及び優遇措置並びに投資契約のその他の規定が、投資契約に定める期間中、その後の法令の変更にかかわらず効力を有し、適用される旨の規定を含めることができる。投資契約は、投資プロジェクトの条件及び性質

に応じ、特別の権利、免除及び優遇措置について異なる有効期間を定めることができる。

## 第19条 投資契約の形式

投資契約は、単一の文書として書面で作成し、投資契約の両当事者が署名するものとする。作成部数は、当事者の合意により定めるものとする。

## 第4章 雑則

### 第20条 投資契約の準拠法

タジキスタン共和国と投資家との間の投資契約は、投資契約自体に別段の定めがある場合を除き、タジキスタン共和国の法令により規律されるものとする。

### 第21条 投資契約に係る紛争の解決

1. 投資契約の有効性、適用、違反、終了又は解釈に関するタジキスタン共和国政府と投資家との間の紛争は、タジキスタン共和国の法令に定めるところにより、タジキスタン共和国の裁判所が審理するものとする。

2. タジキスタン共和国政府及び投資家は、投資契約の有効性、効力、違反、終了又は解釈に関するすべての紛争及び意見の相違を、国際的に認められた仲裁規則に基づき、タジキスタン共和国外に所在する独立かつ公正な国際仲裁機関に審理及び解決のために付託する旨を投資契約に定めることができる。当該国際仲裁機関による紛争の解決に対するタジキスタン共和国政府の同意は有効とし、当該国際仲裁機関が下した仲裁判断は、タジキスタン共和国に対して拘束力を有し、かつ、終局的なものとする。国際仲裁機関が下した仲裁判断は、投資契約の規定、現行の手続法令及びタジキスタンが承認した国際法規の規定により、タジキスタン共和国の裁判所が承認し、必要があるときは強制執行するものとする。

### 第22条 タジキスタン共和国の主権免除の放棄

外国投資家との投資契約は、仲裁手続の費用を担保するための保全措置に対する主権免除、手続上の通知に対する免除、仲裁判断の強制執行に対する免除、並びにタジキスタン共和国内及び同国外における、仲裁判断の執行確保のための保全措置又は仲裁判断の強制執行に対するタジキスタン共和国の財産の免除を、タジキスタン共和国が放棄する旨の規定を含めることができる。

### 第23条 投資契約の言語

1. 投資契約は、タジキスタン共和国の公用語で作成し、かつ、締結するものとする。また、当事者の合意により、他の言語で作成し、かつ、締結することができる。

2. タジキスタン共和国外における国際仲裁機関による紛争の解決を定める投資契約は、併せて他の言語により作成し、かつ、締結するものとする。

### 第24条 この法律の施行手続

この法律は、公布の日から施行する。

タジキスタン共和国大統領 エモマリ・ラフモン  
ドゥシャンベ市

2013年3月19日 第944号

**タジキスタン共和国最高議会国民議会決議**  
**タジキスタン共和国法「投資契約について」に関する件**

タジキスタン共和国法「投資契約について」を審議した結果、タジキスタン共和国最高議会国民議会は次のとおり決議する。

タジキスタン共和国法「投資契約について」を承認する。

タジキスタン共和国最高議会国民議会議長 M.ウバイドゥッロエフ  
ドゥシャンベ市 2013年2月28日 第468号